

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年9月8日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金井 政則
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	二宮 淳恵
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	世界 9 資産分散ファンド（投資比率変動型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年1月16日から平成29年1月13日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年 1月15日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年7月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書によって訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について投資信託約款の変更手続きを開始することに伴い訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の「第一部 証券情報 （12）その他」に「投資信託約款の変更（予定）について」の記載事項が追加されます。

第一部【証券情報】

(1 2) 【その他】

< 追加 >

投資信託約款の変更（予定）について

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。
ご購入の際には、以下の内容をご理解いただきお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

・投資信託約款の変更内容

ファンドの投資対象のうち、コモディティの主要投資対象を「コモディティ・インデックスマザーファンド」（以下、マザーファンドといたします。）から世界のコモディティに関連する上場投資信託証券（ETF）に変更します。当該変更に伴い、運用の基本方針、運用の指図範囲等所要の変更を行います。

・投資信託約款の変更理由

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券ならびに不動産投資信託証券およびコモディティへ分散投資します。コモディティへの投資はマザーファンドを通じて行い、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券に投資します。平成28年7月末日現在、マザーファンドは、ユーロ円建て債券1銘柄に投資しております。

ファンドは、平成26年12月1日に改正された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第130条第1項第8号の2に基づき規定された、一般社団法人投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2に定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（1つの発行体への投資が過度に集中しないよう、分散投資を行う。）を遵守する必要があります。

しかしながら、ファンドの純資産額、金融市場の状況等からマザーファンドの運用にあたって新たなユーロ円債の購入、分散投資の実現が困難となっており、運用の基本方針に沿った運用が将来にわたって継続が厳しい状況となっております。

こうしたことから、コモディティへの投資をマザーファンドを通じて行う当該ユーロ円建て債券から、世界のコモディティに関連する上場投資信託証券（ETF）に変更するものです。

・投資信託約款の変更手続きおよびスケジュール

議決権口数の確定	平成28年9月9日
書面による議決権の行使期間	平成28年9月9日から平成28年9月29日まで
書面による決議の日	平成28年9月30日
投資信託約款変更適用日	平成28年10月7日（予定）

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、書面決議により行います。書面決議により、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成を得られなかった場合には、本手続きによる投資信託約款の変更を行いません。

書面決議の結果に係らず、書面による決議後速やかに弊社ホームページに書面決議の結果を掲載します。

なお、平成28年9月8日以降にファンドをお申し込みされた受益者につきましては、議決権の行使を行うことはできません。

・投資信託約款の変更に伴う主な変更内容

<ファンドの目的>

内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券および世界の取引所に上場している投資信託証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

- 世界の9つの資産に分散投資を行います。



- 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ② GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）
- ③ GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
- ④ 国内債券マザーファンド
- ⑤ 世界高金利債券マザーファンド
- ⑥ GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）
- ⑦ Jリート・マザーファンド
- ⑧ 北米リート・マザーファンド
- ⑨ オーストラリア/アジアリート・マザーファンド
- ⑩ ヨーロッパリート・マザーファンド
- ⑪ 世界のコモディティに関連する上場投資信託証券（以下、「ETF」という場合があります。）
PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund
iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust

*すべてのETFに投資するとは限りません。

※主要投資対象となる投資信託証券を変更する場合があります。

- 主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、不動産投資信託証券、コモディティへ分散投資します。

ファンドの仕組み



- 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。また、投資信託証券毎の投資比率は、原則として月1回見直しを行い、投資信託財産の純資産総額に対し、以下の範囲で変更します。

【資産別配分の範囲】	【投資信託証券】	【投資比率の範囲】
株式 15～50%程度	日本好配当割安株オープン マザーファンド	5～40%程度
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF (適格機関投資家専用)	5～40%程度
	GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	5～40%程度
債券 15～50%程度	国内債券マザーファンド	5～40%程度
	世界高金利債券マザーファンド	5～40%程度
	GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	5～40%程度
オルタナティブ (リート、コモディティ) 15～50%程度	Jリートマザーファンド	5～40%程度
	北米リートマザーファンド、オーストラリア/アジアリートマザーファンド、 ヨーロッパリートマザーファンド	5～40%程度
	世界のコモディティに関連するETF	5～40%程度

なお、一部解約による影響等やむを得ない状況により、投資信託証券の合計組入比率が、一時的に投資信託財産の純資産総額の100%を超えることとなる場合があります。

- 投資比率の決定にあたっては、委託会社が必要であると認めた場合、外部の機関から助言を受けることがあります。

平成28年4月末現在、外部の機関はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社となります。

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社は、アセットアロケーションを中核にすえた投資コンサルティング、SMA、ファンドラップ運用で実績豊富な独立系の投資運用会社です。

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無については、変更する場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、市況動向、投資環境等に応じて、投資対象とする投資信託証券において、為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

年4回、1月、4月、7月、10月の各月の18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、日本好配当割安株オープン マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

新たに投資対象となる上場投資信託証券（ETF）の概要

<p>コモディティ 世界のコモディティに関連するETF</p> <p>ETF 銘柄名：PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust ※すべてのETFに投資するとは限りません。また、投資対象となるETFは変更となる場合があります。</p> <p>運用方針：エネルギー、非鉄金属、貴金属、畜産物、農作物等の商品価格の動向に伴い変動する指数に連動することを目指して運用を行います。</p> <p>運用報酬等：純資産総額に対して年率0.75%～0.89%程度</p>

投資リスク

基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式、国内外の債券、国内外の不動産投資信託証券、世界のコモディティに関連するETF等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

主な変動要因

コモディティに関連するETFの価格変動リスク

世界のコモディティに関連するETFは、複数の商品先物の価格動向に伴い変動します。商品先物価格は、景気循環、経済発展・人口・資源開発・技術革新等による影響、天候等による豊・不作、産出国の政治・社会情勢、その他複数の要因によって、大きく変動します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外

貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

・投資信託約款の変更案

投資信託約款新旧対照表

新	旧
---	---

運用の基本方針

2. 運用方法

(1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券および世界の取引所に上場している投資信託証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

以下の投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

1～10（略）

11. 世界のコモディティに関連する上場投資信託証券(ETF)

PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund

iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust

すべてのETFに投資するとは限りません。

上記のほか、別に定める投資信託証券に投資することがあります。

また、投資信託証券は変更となる場合があります。

主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、不動産投資信託証券およびコモディティへ分散投資します。

投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。また、投資信託証券毎の投資比率は、原則として月1回見直しを行い、投資信託財産の純資産総額に対し、以下の範囲で変更します。

資産別配分の範囲	投資信託証券	投資比率の範囲
株式 15%～50% 程度	日本好配当割安株オープン マザーファンド	5%～40% 程度
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）	5%～40% 程度
	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	5%～40% 程度
	国内債券マザーファンド	5%～40% 程度

運用の基本方針

2. 運用方法

(1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

以下の投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

1～10（略）

11. コモディティ・インデックス マザーファンド

また、別に定める投資信託証券に投資することがあります。

主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券ならびに不動産投資信託証券およびコモディティ（ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券をいいます。）へ分散投資します。

投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。また、投資信託証券毎の投資比率は、原則として月1回見直しを行い、投資信託財産の純資産総額に対し、以下の範囲で変更します。

資産別配分の範囲	投資信託証券	投資比率の範囲
株式 15%～50% 程度	日本好配当割安株オープン マザーファンド	5%～40% 程度
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）	5%～40% 程度
	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	5%～40% 程度
	国内債券マザーファンド	5%～40% 程度

債券 15%～50% 程度	世界高金利債券マザー ファンド	5%～40% 程度	債券 15%～50% 程度	世界高金利債券マザー ファンド	5%～40% 程度
	GIM FOFs用新興国現地 通貨ソブリン・ファン ドF(適格機関投資家専 用)	5%～40% 程度		GIM FOFs用新興国現地 通貨ソブリン・ファン ドF(適格機関投資家専 用)	5%～40% 程度
オルタナ ティブ 15%～50% 程度	Jリート・マザーファン ド	5%～40% 程度	オルタナ ティブ 15%～50% 程度	Jリート・マザーファン ド	5%～40% 程度
	北米リート・マザー ファンド、オーストラ リア/アジアリート・ マザーファンド、ヨー ロッパリート・マザー ファンド の合計	5%～40% 程度		北米リート・マザー ファンド、オーストラ リア/アジアリート・ マザーファンド、ヨー ロッパリート・マザー ファンド の合計	5%～40% 程度
	<u>世界のコモディティに 関連する上場投資信託 証券(ETF)</u>	5%～40% 程度		<u>コモディティ・イン デックス マザーファン ド</u>	5%～40% 程度

(略)
(略)

3. 収益分配方針

(略)

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配
当等収益と売買益(評価益を含みま
す。)等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配
当等収益には、日本好配当割安株オー
プン マザーファンド、国内債券マザーファン
ド、世界高金利債券マザーファンド、J
リート・マザーファンド、北米リート・
マザーファンド、オーストラリア/アジア
リート・マザーファンドおよびヨーロッ
パリート・マザーファンドの利子・配
当等収益のうち、投資信託財産に帰属す
べき利子・配当等収益を含むものとしま
す。

(略)

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として内
国証券投資信託である「GIM海外株式・ダイナ
ミック・ファンドF(適格機関投資家専
用)」、「GIMエマージング株式ファンドF(適
格機関投資家専用)」、「GIM FOFs用新興国現
地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家
専用)」の受益権、岡三アセットマネジメント
株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式
会社を受託者として締結された親投資信託
である「日本好配当割安株オープン マザーファン

(略)
(略)

3. 収益分配方針

(略)

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配
当等収益と売買益(評価益を含みま
す。)等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配
当等収益には、日本好配当割安株オー
プン マザーファンド、国内債券マザーファン
ド、世界高金利債券マザーファンド、J
リート・マザーファンド、北米リート・
マザーファンド、オーストラリア/アジア
リート・マザーファンド、ヨーロッ
パリート・マザーファンド、コモディ
ティ・インデックス マザーファン
ドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に
帰属すべき利子・配当等収益を含むもの
とします。

(略)

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として内
国証券投資信託である「GIM海外株式・ダイナ
ミック・ファンドF(適格機関投資家専
用)」、「GIMエマージング株式ファンドF(適
格機関投資家専用)」、「GIM FOFs用新興国現
地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家
専用)」の受益権、および岡三アセットマネジ
メント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行
株式会社を受託者として締結された親投資信託

ド」、「国内債券マザーファンド」、「世界高金利債券マザーファンド」、「Jリート・マザーファンド」、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」の各受益証券および上場投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))(内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券および上場投資信託証券を「投資信託証券」といいます。以下同じ。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

(略)

(略)

(収益の分配方式)

第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)と親投資信託である日本好配当割安株オープン マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンドおよびヨーロッパリート・マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(略)

(略)

(付則)

第1条 (略)

第2条 運用の基本方針2. 運用方法(2)投資態度 に規定する「別に定める投資信託証券」は「コモディティ・インデックス マザーファンド」をいいます。当該投資信託証券を売却した場合または当該投資信託証券が償還となった場合、本条は失効するものとします。

である「日本好配当割安株オープン マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「世界高金利債券マザーファンド」、「Jリート・マザーファンド」、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」、「コモディティ・インデックス マザーファンド」の各受益証券(内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。以下同じ。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

(略)

(略)

(収益の分配方式)

第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)と親投資信託である日本好配当割安株オープン マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンド、コモディティ・インデックス マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(略)

(略)

(付則)

第1条 (略)

(新設)

以上